

29消安第2457号

平成29年7月19日

一般社団法人 全国植物検疫協会
事務局長 君島 悦夫 殿

消費・安全局植物防疫課長

ヒアリに関する対応について

今般、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）により特定外来生物に指定されているヒアリ（*Solenopsis invicta*）については、本年6月以降、相次いで発見されているところです。

つきましては、ヒアリに関する対応について、以下のとおりお知らせいたしますので、貴協会におかれましては会員の皆様へご周知願います。

記

1. 植物防疫所では、輸入植物検疫においてヒアリが発見された場合には、環境省に連絡することとしております。貴協会の植物検疫関連業務においてヒアリと疑われる昆虫が発見された場合には、環境省へご連絡いただくか、最寄りの植物防疫所にご相談ください。
2. 港湾作業者に対しては、環境省及び厚生労働省から注意喚起がなされているところですが、貴協会傘下の各協会の実施する植物検疫関連業務に携わる作業者のに対しても、ヒアリが輸入荷口に混入している恐れがあること及びヒアリが毒性を有することについて周知・徹底をお願いします。